

東京都一類感染症等対応連絡協議会設置要綱

平成27年10月20日
27福保健感第559号
(最終改定)平成28年12月28日
28福保健感第845号

第1 設置

都内における一類感染症、二類感染症及びこれらと同様に患した場合の重篤度が高く、厳重な感染防止対策が必要と認められる感染症(以下「一類感染症等」という。)の患者の発生に備え、都、保健所、検疫所、感染症指定医療機関その他関係機関が連携し、円滑な対応を行うため、必要な情報共有や対応方法等について協議を行う東京都一類感染症等対応連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第2 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関の連絡体制に関する事。
- (2) 患者(疑い例を含む。以下同じ。)の検査に関する事。
- (3) 患者移送及び医療機関への受入に関する事。
- (4) 患者発生時における情報共有に関する事。
- (5) 患者発生を想定した訓練の実施に関する事。
- (6) その他患者発生時の対応に関し協議が必要な事。

第3 構成

協議会は、一類感染症等の患者発生時の対応において中心的な役割を担う行政機関及び医療機関の委員をもって構成するものとし、別表に掲げる関係機関から委員を選出する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

- 1 協議会に座長、副座長を置く。
- 2 座長は福祉保健局感染症危機管理担当部長をもって充てる。
- 3 副座長は東京都健康安全研究センター所長をもって充てる。
- 4 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議の招集

- 1 座長は、協議会を招集し、会議を主宰する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

第7 庶務

協議会の庶務は、福祉保健局健康安全部感染症対策課において処理する。

第8 その他

- 1 協議会は非公開とする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成28年12月28日 改正)
この要綱は、決定の日から施行する。

東京都一類感染症等対応連絡協議会構成機関

別表

◎ 座長 ○副座長

No.	機 関	役職
1	特定感染症指定医療機関	感染症を対象とする診療科の 医長級等
2	第一種感染症指定医療機関	感染症を対象とする診療科の 医長級等
3	第二種感染症指定医療機関	感染症を対象とする診療科の 医長級等
4	東京検疫所	検疫衛生課長
5	東京都保健対策課長会	保健対策課長
6	特別区保健予防課長会	保健予防課長
7	東京都健康安全研究センター	所長 ○
8	病院経営本部経営企画部	経営戦略担当課長
9	東京消防庁救急部	救急医務課長
10	福祉保健局健康安全部	感染症危機管理担当部長 ◎
11	福祉保健局健康安全部	健康危機管理推進担当課長